

## 通所介護事業所における管理者と機能訓練指導員との兼務について

平成27年7月10日  
埼玉県福祉部高齢者福祉課

指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならないとされています。

ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとされています。

本県においても、管理上支障がない場合に限り、管理者と他の職務との兼務を認めてきたところですが、下記の事例については、管理者の兼務が認められないものとし、人員配置に遺漏のないようご留意願います。

### 記

#### ○ 管理者と個別機能訓練加算（Ⅰ）の算定要件となっている専従の機能訓練指導員との兼務

##### （理由）

個別機能訓練加算（Ⅰ）については、サービス提供時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等の配置が必要であり、管理者が当該機能訓練指導員の職務と兼務するとサービス提供時間中の利用申込みの対応、突発的な事故や苦情対応その他事業実施の一元的な管理ができなくなり、管理業務に支障があると考えられるため。

#### ※ すでに届出を行った事業所における経過措置期間について

平成27年7月までに管理者と個別機能訓練加算（Ⅰ）の算定要件となっている常勤の機能訓練指導員が兼務しているものとして当該加算の届出が受理された事業所については、平成27年12月31日までに管理者以外の常勤の機能訓練指導員を配置するか、当該機能訓練指導員以外の管理者を配置の上、管理者に係る変更届を提出してください。